

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人レインボーコンパス(以下、当法人とする)の定款第5条第3項の規定により、本会の目的に賛同し本会を支援する意思を持って入会する賛助会員について定めることを目的とする。

(賛助会員制度の目的)

第2条 当法人は、母子や女性の健康支援に関わる医療従事者への研修・講習の実施や母子保健事業の受託並びに訪問活動を通じて、周産期の母子とその家族並びに女性のライフサイクルの健康を推進することを目的とする。この活動を推進する一方策として、企業・団体と協働して、その社員・構成員である女性とその家族の健康推進を図ることや当法人の活動を行うことが賛助会員制度の目的である。

(賛助会員の対象)

第3条 賛助会員の対象は企業および団体とする。

(加入手続き)

第4条 賛助会員への加入は、所定の申込用紙に会費を添えて申し込む。

(加入の承認)

第5条 賛助会員の加入申込みは定款第6条に基づき理事会が承認する。

(賛助会費)

第6条 賛助会費はつぎのとおりとする。

- (1) 会費は年会費とし、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位とする。
- (2) 会費の額は1口2万円とする。

(賛助会員の特典)

第7条 協会は賛助会員に以下の特典を提供する。

- (1) 従業員に対する研修、講演等の要望に対し優先的に対応する。
- (2) 研修、講演等の請負いについては、特典(割引等)を付与する。
- (3) 当法人が一般向けに実施する諸活動に関する情報を提供する。

附則 本規程は2025年4月1日より施行する。